第9回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年9月3日(金) 開会 午後3時30分 閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	口 扫	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博 文	0
4	西山	哲	0	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省子	0	1 6	山口	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節 朗	0	1 8	福田	義晴	0				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者 _	4番	西山	哲	
	_			
	20悉	極口 しょうしょう かんしょう かんしょう かんしょ しょうしん かんしょ しんしょ しんしょ しんしょ しんしょ しんしゅう しゅうしゅう しゅう	虫次郎	

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久 保 克 明
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案	第44号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(2件)
議案	第45号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案	第46号	農地法第5条の申請について	(1件)
議案	第47号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案	第48号	農地法第3条の申請について	(10件)
議案	第49号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通	年	4件)

8. 報告事項

報告 第14号 農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
-----------------------------	------

9. 連絡事項なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)	
議長	それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会しまった。本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は4番 西山委員、20番 橋口委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。	
		2件 4件
	議案第47号 農地法第4条の申請について	1件 1件 0件 進 事
	業]について 利用権設定 通年 また、報告事項は、1つです。 報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理について となっております。	4件 3件
議長	それでは、議事に入ります。 議案第44号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3 案第45号 農地法第5条の申請36番、議案第46号 第5条許可の取消し願い1番については同一案件になり で、合わせて説明をお願いします。	農地法

議案第44号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件と議 案第45号 農地法第5条の申請4件、議案第46号 農地法第 5条許可の取消願いについて1件について御説明します。

議案の1ページ、事業計画変更承認申請の3番になります。

図面は、変更前の分で案内図が 1 ページ、字図が 2 ページ、土地利用計画図が 3 ページ、平面図が 4 ページ、横断図、縦断図が 5 ページから 8 ページになります。変更後の分は案内図が 9 ページ、字図が 1 0 ページ、土地利用計画図が 1 1 ページ、平面図が 1 2 ページ、横断図、縦断図が 1 3 ページから 1 1 ページになります。

農地法第5条申請につきましては、議案が2ページ、36番になります。

図面は、計画変更の変更後の図面と同じで案内図が9ページ、字図が10ページ、土地利用計画図が11ページ、平面図が12ページ、横断図、縦断図が13ページから14ページになります。

農地法第5条許可の取消願いにつきましては、議案が3ページ、 1番になります。

申請地は、立花町西円蔵寺地区です。 譲受人が、駐車場を設置するための申請です。

この案件につきましては、当初計画者が平成25年に宅地分譲で 5条許可を受けられておりましたが、資金調達が困難になり転用 が遂行できなくなったため、一部は事業継承者が駐車場を建設す るために農地転用後の事業計画変更承認申請と5条申請を提出さ

れ、残りの土地については許可の取消願いが提出されております。 農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの (ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用 途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

議案の1ページ、事業計画変更承認申請の4番になります。

図面は、案内図が15ページ、字図が16ページ、土地利用計画図の変更前が17ページ、平面図が18ページから19ページ、変更後の土地利用計画図が20ページになります。

申請地は、南波多町府招下地区です。

この案件につきましては、申請者が平成22年に農家住宅の建設で5条許可を受けられておりましたが、建築資材等の高騰により計画していた倉庫2棟の建設が遂行できなくなったため、農機具、農業用資材置場、農作業場として利用するため農地転用後の事業計画変更承認申請を提出されております。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、37番になります。

図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図と断面図が23ページ、平面図が24ページになります。

申請地は、二里町大里地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、議案の2ページ、38番になります。

図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、土地利用計画図が27ページ、断面図が28ページになります。

申請地は、二里町金武地区です。

譲受人が、障害者就労支援センターへの進入路の拡幅をするため の申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日 常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

に該当します。

続きまして、議案の2ページ、39番になります。

図面は、案内図が 2 9 ページ、字図が 3 0 ページ、土地利用計画 図が 3 1 ページ、平面図が 3 2 ページ、断面図が 3 3 ページから 3 4 ページになります。

申請地は、黒川町小黒川地区です。

譲受人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

議案第44号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件と議 案第45号 農地法第5条の申請4件、議案第46号 農地法第 5条許可の取消願いについて1件について以上です。

議長

それでは、事業計画変更承認申請3番と農地法第5条36番、許可の取消願い1番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員

皆さん地図を開いてください。良くわからなかったので申請者に何度も確認しました。2年前斜線部分についての、宅地分譲が申請されました。しかし、採算性が合わなくなってきたとして、全体の許可を取り下げようと思っていたところ、地図の真ん中にS字のような道路があると思います。その左側を変更計画の3番と

担当委員

5条の36番の申請者が駐車場に使いたいと言うことでした。また、右側は、取消し願いを出し、今後は梅を植えたいとの事でした。用途地域であり、区長、生産組合長の押印もあり、問題ない所でいたので私も承諾しました。

議長

事業計画変更承認申請3番と農地法第5条36番、許可の取消願い1番について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

特にないようですので、続きまして、事業計画変更承認申請4番 について担当委員から説明をお願いします。

担当委員

案内図が15ページになります。場所は202号線から富田神社に入るところの前になります。申請者は、西九州自動車の関係で自宅を移す必要から、旧自宅より下の方に自宅を作るということで、5条許可を受けられました。現在、立派な家が建っておりますが、その後、事務局の説明の通りであります。

議長

4番について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

特にないようですので、続きまして、5条の37番について担当 委員から説明をお願いします。

担当委員

申請者が私のところに同意書を取りに来られて、すぐに、現地を見にいきました。両脇は既に住宅となっており、右隣の方から農地を譲り受ける形となられています。区長、生産組合長の押印もあり、私も特に問題ないと思いましたので同意しました。ご審議よろしくお願いします。

議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特にないようですので、続きまして、5条の38番について担当
	委員から説明をお願いします。
担当委員	3年ほど前に入口の転用があり、その時狭くないかなと話してい
	たのですが、今回、拡幅という事で特に問題がある場所ではない
	と思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	38番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特にないようですので、続きまして、5条の39番について担当
	委員から説明をお願いします。
担当委員	申請者の駐車場が5台しかなく狭いということからの申請です。
	農地は2枚あるのですが、2枚を一枚にして、駐車場を作るとの
	計画です。農地と農地の間に一カ所だけ水路があるのですが、そ
	こには、側溝を設置し、蓋をして下流域には迷惑をかけないよう
	にしますとの事でした。特に問題ないと思いますが、ご審議よろ
	しくお願いします。
議長	39番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第44号 農地転用許可後の事業計画変
	更承認申請2件と議案第45号 農地法第5条の申請4件、議案
	第46号 農地法第5条許可の取消願いについて1件について承
	認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達しま
	す。
	続きまして、議案第47号 農地法第4条の申請1件について事
	務局から説明をお願いします。

議案第47号 農地法第4条の申請1件について御説明します。

議案の4ページ、20番になります。

図面は、案内図が35ページ、字図が36ページ、求積図が37ページ、土地利用計画図38ページになります。

申請地は、黒川町福田地区です。

申請人が、太陽光パネルを設置するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

こちらの案件については、設備認定通知、系統連系承諾通知が添付されております。

議案第47号 農地法第4条の申請については以上1件です。

議長

それでは、20番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員

国道からいまりんビーチに入る東側の山の中です。道路からは見えません。道路から登ったら1反前後の農地があります。その南側の下の方に農地がありますが、減反されているのですが、これには日が当たらず、今回の申請に影響されるところではありません。申請地は高台にあり、隣地の山林も申請者の所有で、周りに何も影響がないと思っています。

議長

20番について、御意見、御質問はございませんか。

くなし>

無いようですので、議案第47号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第48号農地法第3条の申請についてですが、 58番につきまして14番委員が申請人である事案となりますの で、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、 当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案 終了後に入室・着席していただきます。まず、58番について事 務局から説明をお願いします。

14番委員は退席をお願いします。

事務局

議案第48号農地法第3条の申請について説明します。

まず、議案の5ページ、58番をご覧ください。

58番の申請事由や経営状況等を掲げております。

全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。

58番については以上です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 58番について、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質 問がありましたら、挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので、14番委員に着席していただき審議を再開い たします。

議長	続きまして、57番、59番から66番の申請について説明を事
	務局からお願いします。
事務局	57番、59番から66番の申請について説明します。
	議案は5ページをご覧ください。
	57番、59番から66番まで申請事由や経営状況等を掲げてお
	ります。
	全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利
	用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件
	を満たしております。
	農地法第3条の申請についての説明は以上です。
議長	それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請
	について、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問があ
	りましたら、挙手をお願いします。
	<なし>
	無いようですので、議案第48号農地法第3条の申請10件につ
	いては許可相当とします。
	続きまして、議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化
	促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局から
	お願いします。
事務局	議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の
	利用権設定の通年4件について、御説明します。
	議案の6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧くだ
	さい。
	今回は借受人が4名、貸付人が4名で、面積は、田が3,815 m ² 、

畑が 1,192 ㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を $7 \sim 8$ ページに掲げております。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上4件です。

議長

議案第49号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

無いようですので、議案第49号農用地利用集積計画[農業経営 基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件については申出の とおりに決定します。

議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項 に移ります。

報告第14号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告第14号農地法第18条第6項通知の受理3件について御説明します。

議案は9ページを御覧ください。

- 21番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は転用を予定されております。
- 22番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は贈与をされる予定で今回、3条の申請が出ております。
- 23番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。

	解約後は転用をされる予定で今回、5条の申請が出ております。
	報告第14号については以上3件です
事務局	報告第14号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御
	質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第9回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>